

園則（運営規定）

学校法人 長生学園

明幸幼稚園 すまいる保育園

明幸幼稚園 すまいる保育園

園則（運営規定）

（施設の名称及び住所）

第1条 学校法人長生学園（以下「学園」という）が設置する認定こども園の名称及び住所は以下のとおりとする。

- （1） 名称 明幸幼稚園 すまいる保育園
- （2） 住所 長岡市錦1丁目6番23号／長岡市末広1丁目2番22号

（目的及び運営の方針）

第2条 認定こども園 明幸幼稚園 すまいる保育園（以下「当園」という）は認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。そして子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的及び運営の方針とする。

（修業・保育年限及び定員）

第3条 当園に入園することができる者は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

2 当園の認可定員及び利用定員は以下のとおりとする。

定員	認可定員	利用定員
1号定員	101人	101人
2号定員	21人	17人
3号定員	33人	33人
計	155人	151人

（学級の編成）

第3条の2 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（学年及び学期）

第4条 当園の学年は4月1日に始まり3月31日に終わる。

- 2 1年を次の学期に分ける。
 - 1学期：4月第1週から10月第2週までとする。

2学期：10月第3週から3月第4週までとする。

(教育・保育等の提供を行う日)

第5条 当園の教育・保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月28日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下、支援法という。)第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定」という。)への教育の提供については、前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

(1) 土曜日及び日曜日、国の定める休日、園が別途に定める休園日

(2) 夏季休業(7月第4週から8月第4週まで)

(3) 冬季休業(12月第4週から1月第1週まで)

(4) 春季休業(3月第4週から4月第1週まで)

3 なおこれらの休業期間内であっても必要に応じて特別保育期間を設ける。給食については以下のとおりとする。

(1) 前項(1)～(4)の期間は原則として給食を提供しない。

(2) 前項(2)～(4)の期間は事前に予約した場合に限り給食を提供する。

(教育・保育等の提供を行う時間)

第6条 教育・保育等の提供を行う時間は以下のとおりとする。

(1) 教育時間認定に係る教育時間(6時間)

曜日	教育時間	延長保育(早朝)	延長保育(夕方)
平日	9:00～15:00	7:30～9:00	15:00～19:00
土曜日	—	7:30～17:00	

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

曜日	保育時間	延長保育(早朝)	延長保育(夕方)
平日	7:00～18:00	—	18:00～19:00
土曜日	7:00～18:00	—	18:00～18:30

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

曜日	保育時間	延長保育(早朝)	延長保育(夕方)
平日	8:00～16:00	7:00～8:00	16:00～19:00
土曜日	8:00～16:00	7:00～8:00	16:00～18:30

(4) 当園が定める教育・保育時間以外において、やむを得ない事情により教育・保育が

必要な場合は当園が定める時間において延長保育を提供する。時間は上記のとおりとする。

(提供する教育・保育等及び子育て支援事業の内容)

第7条 当園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成20年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年告示)、保育所保育指針(平成20年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

2 当園は以下の子育て支援事業を実施する。

- (1) 子育て相談事業
- (2) 未就園児支援事業(親子登園)
- (3) 園庭の開放

(職員組織及び職務)

第8条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし職員の配置については幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める配置基準以上、かつ教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお員数は入所人数により変動することがある。また以下に示されない職員に関しては必要に応じ配置することとする。

- (1) 園長：1名
教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 副園長：1名(必要に応じて配置する。)
園長の補佐及び園の管理を行う。
- (3) 主幹保育教諭：2名
保育教育の実践の指揮をする。必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、保育教育研修の管理運営を行い保育教育の質の向上を実施する。状況に応じ子育て支援事業を行う。
- (4) 保育教諭：在籍する児童に合わせて必要数を配置する。
保育教諭は教育課程及び保育課程に基づき園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (5) 看護師：1名(必要に応じて配置する。)
乳幼児の健康管理、保健指導等を行う。
- (6) 栄養士：1名

利用児童の栄養指導及び管理を行う。

- (7) 調理員：必要数を配置する。
給食等の調理を行う。
- (8) 事務職員：必要数を配置する。
経理及び庶務等を行う。
- (9) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 各1名（職務の外部に業務を委託する。）
園医は園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行う。

2 なお必要に応じて職務内容等の兼務を認める場合がある。

（入園及び選定基準）

第9条 当園への入園を希望する児童の保護者は入園申込書を園長に提出するものとする。

- (1) 1号認定
 - ① 保護者は入園の際に市町村にて認定の申請を行う。
 - ② 園として選考により決定する。
 - ③ 原則として兄弟姉妹が入園している者を優先させる。
 - ④ 入園が認められない場合は保護者にその旨を通知する。
 - ⑤ 園児の状態に応じて適切な教育・保育が困難である場合は入園を認めない場合がある。
- (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定」という。）及び同法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定」という。）
 - ① 保護者は入園の際に市町村にて認定の申請を行う。
 - ② 市町村との調整により入園の可否を決定する。
 - ③ 調整が不要な場合は保護者の状況を鑑み園が決定する。
 - ④ 入園が認められない場合は保護者にその旨を通知する。
 - ⑤ 園児の状態に応じて適切な教育・保育が困難である場合は入園を認めない場合がある。

（退園及び休園）

第10条 利用期間中での退園を希望する場合は退園を希望する月の前月10日までに園長へ退園届を提出するものとする。また園長は以下のいずれかに該当する場合、利用児童を退園させることができる。

- (1) 保護者から退園届が提出された場合。
 - (2) 2号認定・3号認定の児童の保護者が、支給要件に該当しなくなった場合。
 - (3) 当園に納める費用を3ヶ月以上滞納した場合。
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合。
- 2 何らかの事情により休園を希望する場合、保護者は可能な限り迅速に園へ休園願いを

提出する。

(卒園及び修了)

第11条 当園所定の教育・保育課程を修了した児童には修了証書を授与する。

(保育料及びその他、保護者が負担する諸経費及び返還)

第12条 当園は児童から以下の項目を徴収する。

- (1) 保育料(保護者の住居する市町村の規定により徴収する)。
- (2) 前項に定めるもののほか別表1から6に掲げる登退園と特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については保護者から徴収する。
- (3) 上記の費用の徴収に当たって入園時に保護者から同意書を得ることとする。

2 原則として一度徴収した金額について返還は行わない。

(緊急時における対応方法)

第13条 当園の教職員は、教育・保育の提供中に利用児童に何らかの事故等が発生した場合以下の対応を行う。

- (1) 事故等が発生した場合、発見した職員が園長及び看護師に報告を行う。
- (2) 報告に基づき園長及び看護師、養護教諭が順次対応する。前者が不在の場合は主幹保育教諭が対応する。
- (3) 事故発生時は迅速に保護者へ連絡を行う。
- (4) 園内で対処が困難な場合は児童の保険証に記載してあるかかりつけの医療機関へ連絡を行う。
- (5) 必要があれば保護者に医療機関への同行を依頼する。
- (6) 市町村への報告が必要な事故の場合は迅速に報告を行う。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて消防防災計画等の各種計画を必要に応じ作成する。また防災に関する責任者を定め月1回以上の避難訓練等を実施するものとする。

(虐待の防止)

第15条 虐待の防止のため必要な体制を整備し職員に対する研修等を実施する。

2 登園の職員または保護者等による虐待が疑われる場合は遅滞無く児童相談所等の機関に通告する。この際、園児の安全を最優先し職員または保護者等の了承を得ずに通告する場合がある。

(秘密の保持)

第16条 当園の職員は業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 退職した後においても同様に秘密を保持する。

(意見・苦情対応及び第3者委員の配置)

第17条 当園は保護者等からの意見・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者設置(園長の兼務を認める)し苦情に対して必要な措置を講じる。

2 意見・苦情対応のために園外の有識者を第3者委員として配置する。

(記録の整備)

第18条 当園は教育・保育の提供に必要な以下の記録を作成・整備する。またその完結の日から以下に定める期間、記録を保存するものとする。

- | | | |
|-----|---------------------------|-------|
| (1) | 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) | 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) | 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) | 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) | 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) | 認定こども園保育教育要録(児童表) | |
- 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については20年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規則に変更が生じた場合は速やかに届出するものとする。

2 園則(運営規程)の実施に必要な細則は理事長が定める。

附則

1. この規則は平成27年 4月 1日より施行する。
2. 2019年10月 1日 改定
3. 2020年 4月 1日 改訂
4. 2021年 4月 1日 改定

別表1 1号認定に係る負担金（上乗せ徴収・実費徴収分）

項目	内容及び徴収目的	金額
入園準備金	入園に係る事務費用	入園時 10,000円
音楽指導費	特別講師配置のため	月額 400円
英語指導費	特別講師配置のため	月額 400円
施設設備費	施設維持のため	月額 200円
スクールバス利用料（往復）	バス利用に係る費用	月額 2,600円
スクールバス利用料（片道）	同上	月額 1,300円
主食費	主食の提供に係る費用	月額 1,000円
主食費（8月、3月）	同上	月額 250円
副食費	副食の提供に係る費用	月額 4,500円
副食費（8月、3月）	同上	月額 1,100円
各種行事に係る費用	施設への入館料等	実費を徴収する。
傷害保険料	園児安全確保のため	年額 3,500円

※ 入園準備金は入園から卒園までの在園期間が半年に満たない場合、5,000円とする。

※ 入園後に2号認定から1号認定に認定の変更を行う場合は入園準備金として10,000円を徴収する。

※ 音楽指導費及び英語指導費は満3歳児からは徴収しない。

※ 長期休業中に給食を希望する者には1食300円で提供する。当該期間における給食の提供は事前予約制とし予約をキャンセルした場合も300円を徴収する。

別表2 1号認定に係る延長（預かり）保育利用料

曜日	時間	金額
平日	7:30 ~ 8:00	100円
平日	16:00 ~ 19:00	1時間 100円
土曜日	7:30 ~ 8:00	100円
土曜日	8:00 ~ 17:00	1日 500円

※ 平日の8:00~9:00、15:00~16:00は登降園の時間を鑑み無料とする。

別表3 2号認定に係る負担金（上乗せ徴収・実費徴収分）

項目	内容及び徴収目的	金額
音楽指導費	特別講師配置のため	月額 400円
英語指導費	特別講師配置のため	月額 400円
スクールバス利用料（往復）	バス利用に係る費用	月額 2,600円
スクールバス利用料（片道）	同上	月額 1,300円

主食費	主食の提供に係る費用	月額	1,000円
副食費	副食の提供に係る費用	月額	4,500円
各種行事に係る費用	施設への入館料等	実費を徴収する。	
傷害保険料	園児安全確保のため	年額	3,500円

別表4 3号認定に係る負担金（上乗せ徴収・実費徴収分）

項目	内容及び徴収目的	金額	
傷害保険料	園児安全確保のため	年額	3,500円

別表5 2・3号標準時間認定に係る延長（預かり）保育利用料

曜日	時間	金額	
平日	18:00 ~ 19:00	1時間	100円
土曜日	18:00 ~ 18:30		100円

別表6 2・3号短時間認定に係る延長（預かり）保育利用料

曜日	時間	金額	
平日	7:00 ~ 8:00	30分	100円
平日	16:00 ~ 19:00	1時間	100円
土曜日	7:00 ~ 8:00	30分	100円
土曜日	16:00 ~ 18:00	1時間	100円
土曜日	18:00 ~ 18:30		100円